

議案第66号

向日市職員の給与に関する条例等の一部改正について

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の95</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に_____ <u>100分の45</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

別表第1を次のように改める。

別表第1

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900

2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	

68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	382,100	393,600	
96		295,600	343,500	382,600	393,800	
97		295,800	343,700	383,100	394,000	
98		296,100	344,100	383,700	394,300	
99		296,500	344,500	384,200	394,600	
100		296,900	344,800	384,500	394,800	

	101		297,100	345,100	384,900	395,000		
	102		297,400	345,500	385,400	395,300		
	103		297,800	345,900	385,800	395,600		
	104		298,100	346,300	386,200	395,800		
	105		298,300	346,800	386,600	396,000		
	106		298,600	347,200	387,100	396,300		
	107		299,000	347,600	387,500	396,600		
	108		299,300	348,000	387,900	396,800		
	109		299,500	348,500	388,200	397,000		
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

(向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 向日市長及び副市長の給与に関する条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在)において前項に規定する者が受けるべき</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在)において前項に規定する者が受けるべき</p>

<p>給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に_____ <u>100分の162.5</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>
---	--

（向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正）

第4条 向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の165</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定するものにあつては、退職した日現在）において前項に規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の15を乗じて得た額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額（以下「基礎額」という。）に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の向日市職員の給与に関する条例第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」と</u>、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の120」とあるのは_____「100分の162.5」_____と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料表
1	376,000円
2	422,000円
3	472,000円
4	533,000円
5	608,000円

(向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」 _____と、 給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第15条の3、第15条の4第2項並びに第15条の8第1項及び第2項の規定の適用については、給与条例第15条の3中「職員」とあるのは「職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和3年条例第23号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の4第2項中「100分の120」とあるのは、<u>6月に支給する場合には「100分の162.5」、12月に支給する場合には「100分の167.5」</u>と、給与条例第15条の8第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条の8第2項中「同項に規定する職員」とあるのは「同項に規定する職員及び向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

(向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～8 略</p>

<p>9 <u>第1項の給料表は当該会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に規定する給料表をいう。</u></p>	
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の向日市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第5条の規定による改正後の向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の向日市長及び副市長の給与に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(給与の内払い)
- 4 第1条の規定による改正前の向日市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いと、第3条の規定による改正前の向日市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の向日市長及び副市長の給与に関する条例の規定による内払いと、第5条の規定による改正前の向日市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなす。